



OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第4回 西淀川公害裁判と あおぞら財団

— 村松昭夫会員の取り組み —

が高いと言われていました。

西淀川公害は都市型複合汚染といわれ、原因物質を出している大工場だけでも周辺に数多くあり操業時期もバラバラ、それに国道43号線や高速道路などの交通量は1日30万台を越える、そうした都市型複合汚染の共同不法行為責任を追及することは大変なことでした。私は、第1次提訴時にはまだ弁護士にはなっていませんでしたが、先輩弁護団員の提訴の決断、勇気には頭が下がります。今、そのような問題を持ち込まれたら、動けるかどうか、正直わかりません。当時は、4大公害裁判や大阪空港騒音裁判などが取り組まれていた時代であり、そのような時代背景があったのかもしれない。

1982 弁護団加入

私は、1982年に大阪弁護士会に登録すると同時に西淀川弁護団に加入しました。大阪修習だったこともあり、修習生のときに、現地調査にも参加しており、関心が強かったのです。

当時は、パソコンもなかったですし、FAXがなかったと思いますし、もちろんメールもなかった時代です。そのために、会議の資料は、ほとんど手書きでした。また、議事録もすぐには作れずに、議事録の配布にも時間がかかっていました。しかし、弁護団の議論は活発で、一度、決着がついた議論が繰り返されることも何回もありました。

西淀川公害裁判には、共同不法行為論、過失論、因果関係論、差し止め請求の適法性など、本当に多くの争点がありました。そのために、1次地裁判決、2次～4次地裁判決とも環境法判例百選に載っています。このような問題の検討には、学者、研究者、医師など多くの方が手弁当で協力してくれました。私は、企業間の関連共同性を主張立証する班や、国道43号線などの道路責任

1978 西淀川公害裁判提訴

西淀川公害裁判のきっかけは、西淀川の住民の方々が、公害問題の調査を大阪弁護士会に申し立てられたことだったと聞いています。

当時は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭というほとんどの公害が西淀川で起きていました。特に大気汚染は東の川崎、西の西淀川と言われるくらい深刻な状況で、その原因は工場からの排煙と自動車排ガスでした。汚染物質は、硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)などでした。今、中国などでPM2.5が問題となっていますが、裁判中からPM2.5は問題とされていました。なかでも、ディーゼル車は高温燃焼するために、燃焼効率はよくなるのですが、その分、微粒子(DEP)が出ます。そのなかには発がん性を有する物質なども含まれていて危険性

を追及する班などに参加しましたが、他の弁護団員と、大学の図書館の倉庫などに入って、古い統計資料や社史、道路建設史など多くの文献を収集、検討したのを覚えています。そうしたなかで、西淀川区、此花区、尼崎市臨海部などに、大工場や幹線道路が集中立地してきた背景、要因、たとえば、企業らが共同して港湾整備、工業用水の整備、幹線道路建設を要望し、進めてきたことなどが見えてきました。これらはいずれも企業間、企業と道路との共同不法行為を基礎付ける事実です。西淀川公害は、そうした大工場と幹線道路が集中することによって引き起こされた大気汚染公害だったのです。

1991 最初の判決

1990年3月に1次訴訟は結審したのですが、当時は、今と違ってのんびりした訴訟進行でした。たとえば、同じ証人に対する尋問も、主尋問、反対尋問が一年間近く行われたりしていました。結審の際にも、判決日の指定はなかったように思います。

もっとも、裁判所も、楽をしていたというわけではありません。原告側の最終準備書面だけでも、総論と各論で400万字ぐらいになったと思います。最終準備書面の総論だけでも5分冊、これに各論が続くのです。また、被告側も、共同の準備書面に加えて被告各社の個別準備書面が出ましたし、国側の準備書面もある。裁判所も、主任裁判官は半年以上に亘ってこの事件に専従したのだと思います。

そのような中で、1991年3月に1次地裁判決を迎えることとなりました。当時は、全国的には、千葉、西淀川、川崎、倉敷、尼崎、名古屋などで大気汚染公害訴訟が取り組まれていました。そのなかで、西淀川裁判は、複数の企業と国、旧阪神高速道路公団（いずれも道路管理者としての責任）を相手にした、都市型複合汚染では、全国で最初の判決とあって、マスコミの関心は極めて高かったです。判決日当日は、テレビ各社が裁判所の敷地内にテントを設置して実況中継するほどでした。住民の関心も高く、判決日には、約6000人が裁判所周辺に集まり、判決を見守りました。

結果は、企業の共同不法行為責任は認めたものの、自動車排ガスの健康被害については認めないというものでした。

1995 和解

公害被害者の願いは、理不尽な公害被害に対する賠償とともに子や孫たちに二度と同じ苦しみを味わせたくないということでした。とりわけ、長い裁判のなかで亡くなる原告も多く、「いのちあるうちの救済」は切実な問題でした。訴訟は、4次訴訟まで起きていましたので、いたずらに裁判を続けていくだけでは被害者らの願いは実現しないし、判決では、損害賠償は認められても、公害の根絶や地域再生まで実現することは難しい。それどころか、当時の交通量は増加を続けていたので、健康被害を拡大させたくないとの思いも強いものがありました。

判決当日は、主な被告企業7社と個別に深夜に亘る交渉を行い、それぞれと継続的な話し合いの合意がなされました。そして、この合意をもとに、その後、法廷外での被告側との粘り強い解決交渉が続きました。交渉はなかなか進展しませんでした。川崎と倉敷で原告の勝訴判決が出たところから、被告側の対応が変わってきました。交渉の場で、被告側から判決の流れが決まってきたように思うとの言葉が出されたのは印象的でした。一方、2次～4次訴訟は、自動車排ガスの健康影響、国と旧道路公団の公害責任を中心に審理が進められ、それが1994年9月に結審し、1995年3月末に判決日が指定されました。

この期日までに合意がなされなければ2回目の判決が出る、95年1月17日には阪神大震災も起きる、そうしたぎりぎりの解決交渉の中で企業側も解決を決断し、判決日直前に合意が成立しました。そのことを早速、井垣敏生裁判長に伝えましたが、裁判所にはいわば「内密」に交渉が行われており、すでに判決書きも終わっている時期でしたので、裁判長は大変驚かれました。裁判長は、神戸にご自宅があったようで阪神大震災でガラスが割れたりした中、散乱した裁判記録を整理するなど、判決書きには大変な苦勞をされていたことを後で知りました。

その結果、国に対する請求だけが残り、2次～4次訴訟の判決は7月に延期されました。そして、判決では、初めて自動車排ガスの健康影響が認められ、国の責任を認める画期的な判決が出されました。

その後、1998年に、国との間でも和解が成立しました。国が充実した測定体制など引き続き道路公害対策を

行くと共に、道路沿道環境の改善に向けた原告団・弁護団との協議会を設置するという内容でした。原告らは、損害賠償よりも、自動車公害による被害を抑制したいとの思いが強かったのです。実に20年に及ぶ裁判の終結でした。

1996 あおぞら財団設立

時期は前後しますが、原告らの意向で、企業との和解金約40億円のうち、約15億円を地域再生に、約25億円を個別賠償に充てることになりました。当時立命館大学地域経済学の宮本憲一教授から、公害根絶の最終的な目標は「公害で痛めつけられた地域を再生すること」ではないかとの示唆を受けたことが大きかったと思います。被害者の皆さんのいのちや健康が損なわれたことに対する賠償金でしたから、本来すべて個別賠償に充ててもおかしくなったのですが、原告団総会では全員一致で地域再生への拠出が決まりました。原告団の役員の皆さんは、先頭に立って献身的な努力をしてきたにもかかわらず、分配額の上積みももらいませんでした。今までの取り組みがお金目当てとみられたくはない、次の世代に良い環境を残していきたいとの強い思いをもっておられたのだと思います。

そして、和解金の一部を基金に、財団法人公害地域再生センター（通称：あおぞら財団）が設立されました。（1996年9月：環境庁許可）。財団の設立趣意書には、「公害地域の再生は、たんに自然環境面での再生・創造・保全にとどまらず、住民の健康の回復・増進、経済優先型の開発によって損なわれたコミュニティ機能の回復・育成、行政・企業・住民の信頼・協働関係（パートナーシップ）の再構築などによって実現される」とあり、まさに、地域再生を目的とするものです。

現在 財団の活動

財団は、歌島橋交差点の近くにあおぞらビルを患者会と所有しており、財団事務所や患者会事務所の他、交流スペース「あおぞらイコバ」、西淀川・公害と環境資料館、裁判記録を集めた書庫などを併設しています。屋上には、風力と太陽光発電機も設置しています。

財団では、環境・福祉・防災に関する調査・研究、環境教育、アスベスト関係の上映会、地域資料展、ジャズの会などを開催するとともに、地域の皆さんと廃油回収と廃油を使った石けん作り、大野川緑陰道路での自然観察、矢倉海岸での探鳥会への参加なども行っています。裁判の際には、いろいろな理由でこうした活動に参加することを避けていたような方々が、今では財団の活動に数多く関与してくれています。市民の中に溶け込み、地域との色々なつながりができてきているのではないかと思っています。

また、財団では、国内のみならず、日本の公害経験を海外に発信する活動も行っています。韓国や中国をはじめ、タイ、フィリピン、台湾など、アジア地域の環境NGOとの情報交換や韓国の司法修習生の研修受け入れなども行っていますし、公害環境関係資料の英語や中国語、韓国語への翻訳も行っています。そういう、各国のNGOや各国の法曹が、自国での環境活動や公害環境訴訟を担っていたりします。もちろん、日本とは社会的状況や経済的状况も違い、日本の裁判のやり方や地域再生の方法が、他の国で直接に役立つとは思いませんが、どこかで役に立ってくれていると信じています。

現在、私が財団の理事長を務めておりますが、昨今の低金利のもと、財団の運営には苦勞しています。日本には、寄付の習慣がまだ十分に定着していないことも大きいとは思いますが、また、地域の再生といっても、成果が見えにくいものかもしれません。ただ、患者さんの思いが託された財団であり、その思いを大切に財団運営を行っています。ある方が、匿名で遺産を託してくれたこともありました。財団にとって貴重な財源になったこともうれしかったのですが、財団の理念や活動を知って、そのような思いをもってくれたことがうれしかったです。

言葉

いままでの活動は、決して楽なものではなかったです。でも、それにもまして多くのものを得たと思います。

イタイイタイ病の元弁護団長で一家をあげて東京から富山に移住して裁判に取り組んだ亡近藤忠孝先生の、「最も困難なところに最もやりがいがあり、最も価値の高い仕事ができる」との言葉に強い共感を覚えています。

(Interviewer: 阿部秀一郎 / Photo: 武田)